

ア

2011
平成23年7月
No. 466

広報 いで



井手小学校・多賀小学校でプール開き

今年もプールの季節がやってきました。

多賀小学校では、6月14日(火)、井手小学校では、6月17日(金)、にプール開きが行われ、待ちかねた児童たちがさっそく今シーズンの初泳ぎを楽しみました。(写真は多賀小学校)

いでのまちがど



災害を起こさないまちへ 防災パトロール実施

6月6日(月)、集中豪雨や台風による出水に備え、町内の災害危険箇所7カ所を調査する井手町防災パトロールが実施されました。同パトロールは、万が一の災害発生に備え、あらかじめ危険箇所の現状を調査し、その予防策や発生時の復旧方法などを検討するため毎年行われています。

当日は、汐見町長をはじめ、府山城広域振興局、府山城北土木事務所、府田辺警察署、町消防団、京田辺市消防署井手分署など関係機関から約30名が参加し、採石場跡地や、砂防指定地域内での耕作といった不法行為により下流



述べる
見町長
挨拶を
汐

域への土砂災害が懸念される蛇谷川上流部などを調査しました。

調査の最後に汐見町長から「今、災害といえば地震・津波と思われるが毎年、全国のごこで大雨による災害が起きています。本町は急しゅんな山と天井川に囲まれ、災害の起きやすい地形であり、これからも対策にしっかり取り組んでいきたい。」と挨拶がありました。



採石場跡地を調査する参加者

井手の魅力を 伝えました

5月23日(月)、KBS京都の「京都からりー」という番組で井手町が取り上げられ、なごやか市、みどり農園、野の花工房、カジカガエル保護友の会、などの活動が紹介されました。都会に近い田舎として、新しいまちづくりに取り組んでいる様子が伝えられ

ました。

5月27日(金)、NHKの「京いちごち」という番組では、カジカガエル保護友の会と陶芸工房山吹が紹介され、まちづくりセンター橋坂での活動の様子が伝えられました。6月17日(金)、インターネットのテレビ番組で、3年前まで井手町でA-LITをしていたエミリーさんの特集が行われ、当時エミリーさんが水墨



カジカガエルの放流場所で取材を受ける友の会のメンバー



取材を受ける和会のメンバー

画を習っていた和会が紹介されました。

6月20日(月)～24日(金)、KBS京都の「未来26」という番組で、地域の特産品づくりに取り組む団体として、小町会が紹介されました。

優勝めざして 猛練習中

井手町消防団(綱田貞二団長)による小型ポンプ操法の訓練が、新四郎山グラウンドで行われています。

この訓練は、7月31日(日)に宇治田原町住民グラウンドで開催される第21回京都府消防協会綴喜支部消防操法大会に向けて、6月1日から毎週月・水・金曜日の午後8時から約2時間行われています。

訓練では、出場選手が指導員から操法の手順やアドバイスを受けながら、優勝を目指して汗を流しています。また、訓練期間中は、消防団幹部による町内防火啓発パレードが行われています。

▽小型ポンプ操法の部
第1分団第5部

(水無・高月区) 乾 浩朗部長

指揮者 梶田 篤志

1番員 保高 信人

2番員 西島 健悟

3番員 伊庭 純蔵

補助員 泉 克典

第2分団第1部
(東部区) 木村 博高部長

指揮者 高田 頼行

1番員 国本 光浩

2番員 岡田 拓也

3番員 八木 宏行

補助員 津島 義輝



小型ポンプ操法の訓練を行う選手

見守り活動への 理解と協力を

6月2日(木)、井手地区子ども見守り隊(小川俊雄見守り隊長)は、地域へ日頃の活動への理解と協力を広めようと、京都府警音楽隊・カラーガード隊・騎馬隊を招いて啓発パレードを行いました。

パレードはJR玉水駅から、音楽隊を先頭に、同見守り隊や井手町青少年を育てる会(西田和正会長)など各関係団体のメンバーと井手小学校高学年の児童らが参加し、井手小学校まで行われました。

続いて、同校体育館で、全校児童と保護者、地元住民をはじめ玉川保育園児も参加して、府警音楽隊・カラーガード隊による講演会が行われ、児童らは演奏に合わせて手拍子を打つなどして楽しみました。



玉水駅を出発する府警音楽隊・騎馬隊

世界記録樹立を報告

5月24日(火)、流しそうめん世界記録に挑戦し、井手町実行委員会(小川幸一会長)のメンバーが役場を訪れ、今年3月に行った「世界記録に挑戦!流しそうめん大会」で樹立した3216.7メートルの記録がギネスブックに、正式に認定されたことを汐見町長に報告しました。

同大会は、町内諸団体の交流活動を促進し、まちの活性化をはかろうと、商工会をは

じめ、町建設業協会、町内のNPO法人など、17団体で構成される実行委員会形式で行われました。準備には小中学生も参加し約500本の竹を切り出し、そうめんを流す桶を制作しました。

世界記録認定の報告を受けた汐見町長は、「多くの人がこの取組みに関わったが、皆で力を合わせてやるということには素晴らしいこと。」と感想を述べていました。



世界記録認定の報告の様子

山吹ふれあいコンサート

6月4日(土)、自然休養村管理センターで、山吹ふれあいコンサートが開催され、約200人が会場を訪れました。

コンサートは山吹ふれあいコンサート実行委員会(森島武彦実行委員長)が中心となって準備してきましたが今年から、昨年発足した井手町文

化協会の事業として行われることとなりました。

第1部は、「きらきらランド少年少女合唱団」コーラスタイム「ティネやまふぎ」「エコーたちばな」が美しい歌声を披露し、第2部は、トロンボーン奏者の脇坂英夫さんとピアノの木下智子さんが様々なジャンルの曲を演奏し参加者を楽しませていました。



元気に歌うきらきらランド少年少女合唱団の皆さん

ホタルまつり開催

6月11日(土)、谷川ホタル公園で、ホタルまつりが南部区民親睦会と南部源氏ホタルを守る会の共催で開催されました。ホタルまつりは、南谷川のホタルを通じて自然環境の保護を呼びかけようというイベントです。

第1部では、11月6日(日)に行われる、第26回国民文化



当てものを楽しむ子どもたち



子どもたちに大人気の「まゆまる」

祭井手町「川柳の祭典」の150日前イベントとしてマスコットキャラクターの「まゆまる」が登場し子どもたちとゲームをして交流しました。

第2部では、有志による音楽バンド「パツファローキーンウィングス」、音楽サークル「奏くかなで〜」によるコンサートが行われました。また、焼そば、フランクフルトなどの模擬店には子どもたちの行列ができ、大いに賑わいました。

犯罪や非行を防止しよう

6月16日(木)、井手地区「社会を明るくする運動」推進委員会の平岡百彦さん、仁木鐵次さん、杉山フキエさんが役場を訪れ、法務大臣からのメッセージを汐見町長に手渡されました。

この運動は、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くことを目的に、犯罪や非行を防止し、犯罪をした人の更生について地域の理解を深める活動をしています。

また杉山さんは、井手町更生保護女性会の活動を通して、非行少年等の更生等への尽力が評価され、法務大臣より感謝状が授与されたことを、汐見町長に報告されました。



メッセージ伝達式の様子

井手町長選挙

投票日は8月14日(日曜日)

8月26日に任期が満了する井手町長選挙は、8月9日に告示され8月14日が投票日となっています。この選挙は井手町民の代表を選ぶ大切な選挙であり、棄権しないで、よく見、よく聞き、よく考えて必ず投票しましょう。

【投票できる人は】

今回の選挙に投票資格がある人は、平成3年8月15日以前生まれ、投票日当日20歳以上になっている方です。このうち、平成23年5月8日までに町内に住民登録をして、投票日においても引き続き在住されている方は、井手町で投票できます。

【投票所入場券の配布】

投票所入場券の配布につきましては、選挙人一人に一枚、郵便はがきにて、ご家庭にお届けします。投票日当日まで大切に保管をお願いします。

【投票所入場券は忘れずに】

8月14日(日)の投票日には、次のことを注意してください。

- ◎投票時間は、午前7時から午後8時までです。
- ◎入場券に指定された投票所以外では投票できません。
- ◎投票所に行くときは、入場券を持参してください。もし、お忘れになった時は、その旨を投票所の係員に申し出て、再交付を受けてください。
- ◎投票しようとする時は、投票所内に掲示されている候補者の氏名を見直し、もう一度確認しましょう。

【代理・点字投票は】
身体障害などのため、自分で投票用紙に候補者を記載できない人のために、代理投票制度があります。代理投票制度を希望される方は、投票日の当日、投票所の係員に申出てください。二人の投票補助者が決められ、投票の代理をします。また、目の不自由な方には、点字投票制度があり

ます。遠慮なく係員に申し出てください。

【期日前投票】

8月14日に次の理由により、投票日に投票所に行けないと見込まれる方のために、期日前投票制度があります。期日前投票ができる場合は、次のとおりです。

1. 投票日当日、職務に従事中であるとき。
2. 何らかの用事のため、旅行中または滞在中である場合(たとえば、レジャーや買い物などの私用で投票区の区域外にいるような場合)。
3. 投票日当日、出産、手術、身体障害等で歩くことが困難である場合。

◎期日前投票のできる期間は、8月10日(告示の翌日)から8月13日(投票日の前日)までとなっています。投票時間は土・日曜日を含めて午前8時30分から午後8時までの間、役場西別館1階期日前投票所で、行っています。

【不在者投票について】

8月14日の投票日に、都道府県の選挙管理委員会が指定した病院、特別養護老人ホーム又は身体障害者更生援護施設に入所の方

は、選挙当日、投票に行けないと見込まれる方であることから、投票日の前でも病院施設等で不在者投票をすることが出来ます。不在者投票のできる期間は、8月10日(告示の翌日)から8月13日(投票日の前日)まで

あなたの投票所は

投票所名	投票所の施設名	区域
第1投票所	井手小学校体育館	水無・高月・石垣
第2投票所	上井手区公民館	上井手・田村新田
第3投票所	多賀小学校体育館	東部・西部・北部
第4投票所	南部公民館	南部
第5投票所	玉水公民館	玉水
第6投票所	いづみ人権交流センター 研修棟	北・南

選挙管理委員会におたずねください。

【井手町以外の市区町村で不在者投票をするとき】

1. 不在者投票をされる方は、あらかじめ滞在地の市区町村の選挙管理委員会に宣誓書用紙の交付を受け、これに投票日当日(8月14日)に投票所に行つて投票できない理由に○を付け、井手町選挙管理委員会に直接または郵便で投票用紙等を請求してください。
2. 請求を受けた選挙管理委員会は、投票用紙、不在者投票用封筒および封筒に入れ封をした「不在者投票

票証明書」を交付します。この「不在者投票証明書」の封筒は決して開封してはいけません。開封されると不在者投票ができなくなります。

3. 交付された投用紙等を持って滞在地などの市区町村選挙管理委員会の指示に従って投票します。
4. 不在者投票を受け付けた滞在地の選挙管理委員会は、あなたの不在者投票をすぐ井手町選挙管理委員会へ送付しますが、投票所閉鎖時刻までに到着しないと無効になりますので早めの手続きをしてください。

票証明書を交付します。この「不在者投票証明書」の封筒は決して開封してはいけません。開封されると不在者投票ができなくなります。

種別	該当する障害	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級・2級
	心臓・じん蔵・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級
	免疫・肝臓	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症から第2項症
	心臓・じん蔵・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証		要介護5

【郵便等投票制度】
 選挙人で身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保険の被保険者証を交付されている人で、その障害・傷病・要介護状態区分の程度が一定以上である場合は、事前に選挙管理委員会へ交付申請を行い郵便等投票証明書の交付を受けておき、その証明書を添えて投票用紙を請求し、郵便等により自宅で投票する方法です。身体障害の状態が次に該当する方は郵便投票制度の対象となります。

【郵便等投票における代理記載制度】

郵便等投票の対象者で、次の要件にも該当する方は、あらかじめ、選挙管理委員会に届出をした代理人1人（選挙権を有する人に投票に関する記載をさせることができる制度です）
 ・身体障害者手帳の交付を受けている方
 ・上肢または視覚の障害の程度が1級
 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方

以上が不在者投票のあらましです。これらの制度は一人でも多くの方が大切な選挙権を行使できるように設けられています。

【開票は井手町自然休養村管理センターで】

開票事務は、投票日当日、午後8時45分から井手町自然休養村管理センターで行います。
 詳しいことは、井手町選挙管理委員会（Tel 82・6161）におたずねください。

Monthly photo album

すなっぷい

収穫、苗植えで畑は大忙し



5月25日（水）、いづみ保育園の3歳児18人が北区老人クラブのメンバーと、いづみ人権交流センターでサツマイモの苗植え体験を行いました。

園児は老人クラブのメンバーに、水のやり方を教わり一生懸命苗植えを行いました。植えられたサツマイモは、園児達が当番制で水やりをし育てていく予定です。



5月25日（水）、井手小学校の1年生と2年生95人が、校内の畑に老人クラブの有志6人の協力で、サツマイモの苗を植えました。

児童は老人クラブのメンバーに苗の植え方を教わりながら丁寧に約100株を植えていました。



5月25日（水）、多賀保育園の3歳から5歳の園児46人が、同園に隣接する木田昭徳さんの畑でタマネギやエンドウマメの収穫を体験しました。

園児は、畑から少しだけ顔をだしているタマネギを見つけると力いっぱい引き抜き1人2個ずつ収穫するとともに、5歳児はエンドウマメの収穫に挑戦しました。



6月6日（月）、カジカガエル保護友の会（小川俊雄会長）が南丹市美山町から借り受けてきた、メス5匹を含むカジカガエル50匹を大正池近くの田村新田地区の玉川上流域に放流しました。

カジカガエル保護友の会は平成11年に結成され長年にわたり養殖や放流活動を行っており、今年の4月には、過去に放流したカジカガエルの生存が初めて確認されました。小川会長は、「4月のカジカガエルの生存確認は励みになりました。玉川でカジカガエルが自然に繁殖し、鳴き声があちこちで聞こえるようになるまで頑張りたい。」と話されていました。

後期高齢者医療制度のお知らせ

●被保険者証の更新

平成23年7月31日で「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限が切れ、平成23年8月から被保険者証は「茶色」に変わります。井手町保健医療課から新たな被保険者証を7月中旬に送付しますので、医療機関等で治療を受けられる方は必ず新しい被保険者証を提示してください。

●限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

限度額適用・標準負担額減額認定を現在お持ちの方で、引き続き低所得者（非課税世帯）と確認が取れた方には、7月中旬に新しい「認定証」を送付します。

なお、現在「認定証」をお持ちでない方で非課税世帯に該当される方は申請が必要ですので、保健医療課までお越しください。

申請時に必要なもの・・・後期高齢者医療被保険者証・印鑑

●保険料について

平成23年度の保険料額決定通知書を、被保険者の皆様あてに7月中旬に送付いたしますのでご確認ください。

保険料算出方法

所得割額＝課税のもととなる所得金額 × 所得割率（8.68 / 100）
均等割額＝44,410円

年間保険料
[50万円を限度]

保険料の軽減措置

- ◆所得割：基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方 ⇒ 5割軽減
- ◆均等割：世帯（被保険者と世帯主）の所得に応じて軽減されます。

保険料の支払い方法

原則として年金から天引きされます。年金から天引きできない方は納付書等で納めます。年金から天引きになっている方でも、申請することによって口座振替に変更ができます。

※ 口座振替に変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替により支払った方に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合がありますので、十分ご注意ください。

※ 後期高齢者医療制度についての、ご相談・お問い合わせは、保健医療課（Tel82-6166）まで

ジェネリック医薬品をご存知ですか？

後発医薬品（ジェネリック医薬品）をご存じですか

後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ成分、同じ効能・効果を持つ医薬品のことです。

医療機関や薬局でもらう薬には「先発医薬品」と「後発医薬品」の2種類があります。先発医薬品は新薬とも呼ばれ、最初に発売された薬で、開発した製薬会社のみが販売しています。先発医薬品には特許期間（20～25年間）がありますが、特許期間が終わると他の製薬会社でも製造、販売できるようになります。後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、こうした特許期間終了後に、先発医薬品と同じ効果のある成分で造られた医薬品のことを言います。

ジェネリック医薬品の特徴

- 安価で経済的です。
- 効き目や安全性は、先発医薬品と同等です。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）に変更したいときは…

- 薬の特徴や価格、変更後の注意点などの説明を受け、納得した上で処方してもらいましょう。
- 医師に変更することができるか相談してみましょう。

お問い合わせは、保健医療課（Tel82-6166）まで



認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額制度について

平成21年6月4日から平成24年3月31日までの間に新築された住宅のうち、一定の基準を満たす認定長期優良住宅については、新たに課税される年度から5年度分（3階建以上の中高層耐火住宅については7年度分）その住宅にかかる固定資産税額の2分の1が減額されます（都市計画税は対象になりません）。

○適用要件…次の全てを満たす住宅

- ①長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅
- ②平成21年6月4日から平成24年3月31日までに新築された住宅
- ③50㎡以上280㎡以下の住宅

※一戸建て以外の貸家住宅については40㎡以上280㎡以下

※併用住宅については居住の用に供する部分の床面積が家屋の床面積の2分の1以上であること

○減額期間

家屋の種類	減額期間
3階建以上の耐火構造及び準耐火構造の住宅	新築後7年度分
一般の住宅（上記以外）	新築後5年度分

○適用範囲

床面積	減額率
1戸あたりの床面積が120㎡以下のもの	固定資産税額の2分の1
1戸あたりの床面積が120㎡を超えるもの	120㎡分の固定資産税額の2分の1

○申告方法

減額を受けようとする人は、新築した年の翌年の1月31日までに、長期優良住宅の普及に関する法律施行規則第6条、第9条又は第13条に規定する通知書の写し（様式については京都府建設交通部住宅課計画担当 TEL 075-414-5361までお問い合わせください）を添えて、税務課へ申告してください。

申告書の様式は、税務課にお問い合わせいただくか、井手町ホームページをご覧ください。

*お問い合わせは、税務課（TEL82-6163）まで

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額制度について

平成19年4月1日から平成25年3月31日までの間に、改修工事を行った場合、その住宅にかかる固定資産税額の3分の1が減額されます（都市計画税は対象になりません）。

○適用要件

(1) 次のいずれかの者が居住する平成19年1月1日以前から所在する住宅（賃貸住宅を除く）

- ①65歳以上の者
- ②要介護認定又は要支援認定を受けている者
- ③障害者

(2) 次の工事で、補助金等を除く自己負担が30万円以上のもの

- ①廊下の拡幅
- ②階段の勾配の緩和
- ③浴室の改良
- ④トイレの改良
- ⑤手すりの取付け
- ⑥床の段差の解消
- ⑦引き戸への取替え
- ⑧床表面の滑り止め化

○減額期間…

改修工事が完了した年の翌年度分

工事完了時期	減額期間
平成19年4月1日から平成25年3月31日までの改修	翌年度分

○適用範囲…

対象床面積は1戸あたり100㎡まで

床面積	減額率
1戸あたりの床面積が100㎡以下のもの	固定資産税額の3分の1
1戸あたりの床面積が100㎡を超えるもの	100㎡分の固定資産税額の3分の1

○申告方法

減額を受けようとする人は、改修工事完了後3ヶ月以内に固定資産税減額申告書に必要な事項を記入し、下記の必要書類を添付のうえ、税務課へ申告してください。

また、改修工事完了後3か月を経過した後に申告書を提出される場合は、申告書の当該欄にその理由を記入してください。申告書の様式は、税務課に問い合わせいただくか井手町ホームページをご覧ください。

○添付書類

- ①納税義務者の住民票の写し（省略の場合あり）
- ②改修住宅にお住まいの方により次のいずれかの書類
・65歳以上の方の住民票の写し（省略の場合あり）

- ・介護保険被保険者証の写し
- ・障害者手帳又はこれに代わるものの写し
- ③居住安全改修工事が行われたことを証する次のいずれかの書類
・工事明細書、改修着工前後の写真、改修工事に要した費用の領収書
- ・建築士、登録住宅性能評価機関、指定確認検査機関による証明書
- ④補助金等や介護保険からの給付金を受けた場合は、交付又は給付決定書

*お問い合わせは、税務課（TEL82-6163）まで

住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額制度について

平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に、一定の省エネ改修工事を行った場合、その住宅にかかる固定資産税額の3分の1が減額されます（都市計画税は対象になりません）。

○適用要件…次の全てを満たす住宅

(1) 次の①から④までの工事のうち、①を含む工事により現行の省エネ基準に新たに適合するよう改修工事を行った住宅

①窓の改修工事 ②床の断熱改修工事 ③天井の断熱改修工事 ④壁の断熱改修工事

(2) 平成20年1月1日以前に建てられた住宅（賃貸住宅を除く。）

(3) 改修工事にかかる費用が30万円以上

○減額期間

…改修工事が完了した年の翌年度分

工事完了時期	減額期間
平成20年4月1日から平成25年3月31日まで	翌年度分

○適用範囲

…対象床面積は1戸あたり120㎡まで

床面積	減額率
1戸あたりの床面積が120㎡以下のもの	固定資産税額の3分の1
1戸あたりの床面積が120㎡を超えるもの	120㎡分の固定資産税額の3分の1

○申告方法

減額を受けようとする人は、改修工事完了後3ヶ月以内に固定資産税減額申告書に必要事項を記入し、右記の必要書類を添付のうえ、税務課へ申告してください。

また、改修工事完了後3か月を経過した後に申告書を提出される場合は、申告書の当該欄にその理由を記入してください。

申告書の様式は税務課に問い合わせいただくか、井手町ホームページをご覧ください。

○添付書類

- ・納税義務者の住民票の写し
- ・熱損失防止改修工事証明書（建築士、登録住宅性能評価機関または指定確認検査機関が発行するもの）
- ・改修工事費用の支払いが確認できる領収書の写し
- ・改修工事の明細書の写し、改修工事箇所の写真（着工前・完了後）

○その他

省エネ改修工事の減額とバリアフリー改修工事の減額は同時にできません。同じ年に住宅熱損失防止（省エネ）改修工事とバリアフリー改修工事をおこなった場合には両方の減額措置が適用され、翌年度の固定資産税から減額できます。

*お問い合わせは、
税務課（Tel82-6163）まで

住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額制度について

建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合するよう一定の改修工事を行った場合、その住宅にかかる固定資産税額が2分の1に減額されます（都市計画税は対象になりません）。

○適用要件…次の全てを満たす住宅

①昭和57年1月1日以前に建てられた（併用住宅の場合、居住部分の割合が全体の2分の1以上のものに限る）住宅

②平成18年1月1日から27年12月31日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準（昭和56年6月1日施行）に適合するよう一定の改修工事を施した住宅

③耐震改修にかかる工事費が1戸あたり30万円以上

○減額期間

改修工事が完了した年の翌年度分から工事完了時期に応じた期間

工事完了時期	減額期間
平成18年1月1日から平成21年12月31日までの改修	翌年度から3年度分減額
平成22年1月1日から平成24年12月31日までの改修	翌年度から2年度分減額
平成25年1月1日から平成27年12月31日までの改修	翌年度から1年度分減額

○適用範囲

対象床面積は1戸あたり120㎡まで

床面積	減額率
1戸あたりの床面積が120㎡以下のもの	固定資産税額の2分の1
1戸あたりの床面積が120㎡を超えるもの	120㎡分の固定資産税額の2分の1

○申告方法

減額を受けようとする人は、住宅耐震改修に伴う固定資産税減額申告書に必要事項を記入し、現行の耐震基準に適合した工事であることを証明する「地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明書（固定資産税減額証明書）」、耐震改修工事領収書（写し可）を添付し、耐震改修工事後3か月以内に税務課に申告してください。

また、耐震改修工事完了後3か月を経過した後に申告書を提出される場合は、申告書の当該欄にその理由を記入してください。

申告書の様式は、税務課に問い合わせいただくか、井手町ホームページをご覧ください。

○その他

- ・地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明書（固定資産税減額証明書）の発行は、建築士や登録住宅性能評価機関又は指定確認検査機関となります。
- ・バリアフリー改修工事及び省エネ改修工事に対する減額と同時に適用を受けることはできません。

*お問い合わせは、税務課（Tel82-6163）まで



子育て支援センターからのお知らせ



子育て支援センターは、玉川保育園にあります。

【TEL・FAX : 82 - 2232】

★子育て支援センターは、事業の日だけでなく土・日以外毎日開いています。

★子育てで困った時、しんどい時の相談も受けています。

★利用時間 : 月曜日 ~ 金曜日 午前9時30分~午後4時00分
(ちょっと気分転換という気軽な気持ちで遊びに来てください。)

7・8月の事業 時間：午前10時~正午

日	月	火	水	木	金	土
10	11	12	13	14	15	16
		多賀保育園 園庭開放	遊びの広場 育児相談と同時実施 (保健センター)	よちよち広場 (支援センター)	さんさん会 (支援センター)	
17	18	19	20	21	22	23
	休日		さんさん会 (支援センター)	ぴよぴよ広場 (支援センター)		
24	25	26	27	28	29	30
	おでかけ広場 (西部公民館) 多賀地区		さんさん会 (支援センター)		玉川保育園 園庭開放	
31	8/1	2	3	4	5	6
			遊びの広場 育児相談と同時実施 (保健センター)		さんさん会 (玉泉苑) 子育てサロン	
7	8	9	10	11	12	13
				とことこ広場 (支援センター)		

各広場の対象者 場所：子育て支援センター

- *とことこちゃん広場：1歳半~就学前の親子
- *よちよちちゃん広場：7ヶ月~1歳半位の親子
- *ぴよぴよちゃん広場：妊婦~6ヶ月位の親子
- *おでかけ広場：妊婦~就学前の親子
- ※上記の広場の予約は、いりません。

子育てサークルの紹介・活動

- さんさん会：午前10時~正午【妊婦~3歳位の子どもとその保護者】
代表：林 (080 - 1451 - 1822)
- カモミール(キッズケア)【未就園児の親子】
代表：平間 (090 - 5367 - 0397)
- ★初めての方は、代表まで連絡ください。

子育てをサポートします

★お仕事や冠婚葬祭、リフレッシュなどのために一時預かりを行っております(有料)

★一時預かりの時間 平日(月~金曜日) 午前8時半~午後4時半の必要時間
土曜日 午前8時半~正午の必要時間

利用できる方：町内に住んでいる、生後6ヶ月以上の就学前の子ども

利用料金：3歳未満児 1日：2,000円 半日：1,000円 給食費：250円

3歳以上児 1日：1,800円 半日：900円 給食費：250円

(利用料の対象年齢は、該当年度の4月1日現在を基準に判断しています。)

※お問い合わせは、子育て支援センター (Tel. 82-2232) まで



◇飲酒運転の根絶

◇自転車の安全な利用の促進

◇子どもと高齢者の交通事故

防止

◇運動重点

(土)までの31日間

◇実施期間

7月21日(木)~8月20日

◇古都の夏

◇お先にどうぞと

◇待つゆとり

◇運動スローガン

交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、府民自らが道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ろうと夏の交通事故府民運動が行われます。

平成23年夏の交通事故
防止府民運動

いづみふれあい学級のお知らせ

井手町と井手町教育委員会では、差別のない明るい社会の実現をめざし、今日なお日常生活に現存する様々な差別問題について考え、正しい理解と認識を深めることを目的に、今年度も「いづみふれあい学級（全7回）」を開催しています。学習を通して、人権への関心を高めましょう。参加を広く呼びかけていますので、ぜひこの機会にお申込みください。

◇学習計画

回	開催日時	学習内容	会場
2	7月19日（火） 13:30-15:00	「障害のある方やお年よりの体操」 ～こころとからだの対話を広げよう～ 〔講師〕 日本3B体操協会 公認指導員 松原洋子さん	いづみ人権交流センター研修棟
3	8月23日（火） 13:30-15:30	「人間は生きているだけで尊い」 〔講師〕 京都いのちの電話 事務局長 平田眞貴子さん	いづみ人権交流センター研修棟
4	9月20日（火） 8:30-18:00	「人道の港 敦賀ミゼウム」（社会見学） ～ポーランド孤児と難民を救った感動のドラマ～	行き先 福井県

（第5回から第7回については、詳細が決まり次第、広報等でお知らせします。）

◇申し込み 教育委員会またはいづみ人権交流センターに、直接または電話かファックスでお申込みください。その際、名前・連絡先・地区名をお知らせください。

〔教育委員会（社会教育課）〕

電話 82-5700 ファックス 82-5701

〔いづみ人権交流センター〕

電話 82-3380 ファックス 82-4112

◇その他 ・講座により必要な材料費・交通費などは個人負担となります。

・詳しくは、教育委員会またはいづみ人権交流センターまでお問い合わせください。



使用者のみなさまへ 上下水道料金の 期限内納付をお願いします



私たちの生活に【水】は欠かせない大切なものです。【水】を安全に、そして安定して供給するための費用や汚水を浄化する費用、施設整備の費用は、みなさんからお支払いいただいている上下水道料金でまかなわれています。

料金の納付がなければ、健全な事業経営ができなくなります。期限内の納付をお願いします。納付方法などのご相談は、上下水道課にご連絡ください。

※お問い合わせは、上下水道課
（Tel.82-6169）まで

※お問い合わせは、総務課（Tel.82-6161まで）

1. 相談・情報提供など
対象者…犯罪被害に遭われた町内に在住、在勤する方などで、警察に被害届を出しているなど、客観的に被害者であることが確認できる方
内容…面接または電話による相談や関係機関への連絡・調整のほか、必要な情報提供などを行います。
2. 見舞金を支給
対象者…故意による犯罪行為により、被害を被った方またはその遺族で、次のいずれにも該当する方
（1）犯罪発生時から引き続き町内に住所を有する方
（2）日本国内等で発生した犯罪行為により死亡された方の遺族または医師の診断により全治1ヶ月以上の加療を要する傷害を被った方
（3）警察へ被害届を出している方
見舞金の額…遺族見舞金 30万円
傷害見舞金 10万円

犯罪被害者等支援条例を制定しました

誰も自分や家族が、犯罪により被害を受けるとは思ってもいないはずですが、しかし、犯罪が突然あなたの身に降りかかる場合もあります。そんな時、皆さんはごついたらいいのかわからないのか、ごつなっていくのかわからないのか、誰に相談をしたらいいのかわからないのか、ごつなっていくのかわからないのか、被害者やその家族の皆さんが再び平穏な生活を営めるまでの間、適切に支援するため井手町犯罪被害者等支援条例を制定し、平成23年7月1日に施行しました。今後、国や京都府などの機関とも協力して支援をしていきます。



万灯呂山展望台の

夜間閉鎖について

万灯呂山展望台は、山城地域一帯が見渡せる観光名所として人気があり、京都府景観資産に登録され見学に訪れる人が増加しています。

同展望台は、高所にあることから水利もなく、一度火災になれば取り返しつかないことになるため、展望台には『火気厳禁』の看板を設置し、夏休み期間中は、夜間パトローンを消防団にお願いしています。

しかし、一部のルールを守らない人たちによる花火やバーベキューなどの行為により、これまで幾度となく消防署や消防団そして警察までも出動されています。中には、パトロールが終わった後に、花火をする悪質な者までいる始末です。

このような状況のなか、同展望台を適切に管理することは限度があるため、次のとおり夜間を閉鎖します(以下)注意下さい。

- 夜間の閉鎖期間
7月20日(水)～8月31日(水)
- 閉鎖時間
午後5時～午前9時

● 但し8月31日までの土・日曜日については午後10時～午前9時
なお、気象状況により、早く閉鎖する場合があります。

※万灯呂山展望台に限らず、谷川水たろ公園などの公園も『火気厳禁』です。

巡回就労相談

キャリアカウンセリングを 受けてみませんか?

就業を希望される母子家庭等のお母さんを対象に、母子家庭等自立支援センターが井手町で出張相談を行います。

日時/9月12日(月)
午前10時～午後4時
場所/玉泉苑
定員/5名(先着順)

*お問い合わせは、京都府母子家庭等自立支援センター(Tel 075・662・3773)まで

救命講習会開催のお知らせ

日時/8月7日(日) 午前9時～正午
場所/京田辺市消防署井手分署会議室
定員/10名程度
参加費/無料
受付期限/8月6日(土) 午後5時まで

*お問い合わせは、京田辺市消防署井手分署(Tel 82・3000)まで

住宅用火災警報器は 設置されましたか?

住宅用火災警報器は、平成23年6月1日からすべての住宅(自動火災報知設備を設置している住宅を除く)に設置が義務付けられました。大切な命を守るため、寝室・階段・台所などに設置し、火災事故に備えましょう。

「住宅用火災警報器を取り付けたことで火災に素早く気づき、大事に至らなかつた。」といった声も多く聞かれるようになりました。

すでに設置しておられる人は、取扱説明書に基づいて1カ月に1回の定期点検を行い、日ごろから正常に作動するか確認しておきましょう。なお、消防署が訪問販売者を派遣することは絶対にありませんので、注意してください。

*お問い合わせは、京田辺市消防本部予防課(Tel 63・7826)または京田辺市消防署井手分署(Tel 82・3000)まで

サマージャンボ宝くじ& 2000万サマー発売

〈発売期間〉7月11日(月)～7月29日(金)

〈発売場所〉全国の宝くじ売場
*通信販売でも購入できます。
〈当せん金〉

サマージャンボ宝くじ
1等2億円×26本
2000万サマー

1等2,000万円×400本
〈抽選日〉8月9日(火)
*この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

スポーツ

【体育指導委員スポーツ教室】
日時/7月11日(月)・13日(水)・18日(月・祝)・25日(月)・27日(水) いずれも、午後7時半～
場所/山城勤労者福祉会館

講座・教室

【和太鼓教室】
日時/7月13日(水)・27日(水)・8月10日(水) 午後7時～9時
場所/自然休養村管理センター

【和太鼓教室(サークル)】
日時/7月16日(土)・30日(土)・8月6日(土) 午後1時半～3時半
場所/いづみ人権交流センター

【和太鼓教室】
日時/7月23日(土) 午後1時半～3時半
場所/いづみ人権交流センター

*お問い合わせは、いづみ児童館(Tel 82・4112)まで

【いづみまなび教室】
《太極拳(入門・初級)》
日時/7月22日(金) 午後1時半～3時
持ち物/運動できる服装・上履き
《大正琴》

日時／7月22日(金) 午前10時～11時半
8月10日(水) 午前10時～正午
持ち物／大正琴・楽譜
《ペン習字》

日時／7月21日(木) 午後1時半～3時半
《人権学習》

日時／7月22日(金) 午前11時半～正午・午後3時～3時半
《手芸教室》

日時／7月25日(月)・8月2日(火) 午後1時半～3時半
場所／いづみ人権交流センター

*各教室の材料費等は自己負担となります
*お問い合わせは、いづみ人権交流センター(Tel 82・3380)まで

【健康教室】
日時／7月28日(木) 午前10時～11時半

場所／いづみ人権交流センター
*お問い合わせは、いづみ人権交流センター(Tel 82・3380)まで

【山吹ふれあいセンター天文台】
日時／7月22日(金)・8月2日(火)

【雨天の場合8月5日(金)】午後8時～9時半
場所／山吹ふれあいセンター

・申し込みは不要です
・雨天曇天の場合は中止します

・夜間の開催になりますので、お子様だけの参加は、遠慮ください
*お問い合わせは、社会教育課(Tel 82・5700)まで

【生き生きふれあいサロン(夏のデザー)】

日時／7月20日(水) 午後1時半～場所／玉泉苑
対象／65歳以上の方および障害のある方

*事前申込が必要です
*毎月20日発行の「ボランティアセンターだより」で、ふれあいサロンの詳しい内容をお知らせします

*お問い合わせは、社会福祉協議会(Tel 82・3499)まで

【親子の絵本の会】
日時／7月16日(土) 午後2時～場所／山吹ふれあいセンター

*お問い合わせは、井手町図書館(Tel 82・5700)まで

【夏のおはなし会】
日時／7月24日(日) 午前11時～場所／山吹ふれあいセンター図書館

*お問い合わせは、井手町図書館(Tel 82・5700)まで

【井手玉川大学(第2回)】
日時／7月26日(火) 午後1時半～3時

場所／自然休養村管理センター
*お問い合わせは、社会教育課(Tel 82・5700)まで

健康

【成人・高齢者保健事業】
《山吹体操クラブ・健康相談》

日時／7月14日(木) 午後1時半～3時
場所／賀泉苑

日時／8月4日(木) 午後1時半～3時

場所／玉泉苑
*お問い合わせは、社会福祉協議会(Tel 82・3499)まで

【子育てサロン】
日時／8月5日(金) 午前10時～正午

場所／玉泉苑
*お問い合わせは、社会福祉協議会(Tel 82・3499)まで

【乳幼児健康診査】
《乳児健診・BCG》

日時／8月1日(月)
対象／H23・3・5からH23・5・6生まれ

受付／午後1時～1時半
場所／保健センター

《2歳半歯科健診》
日時／8月8日(月)

対象／H20・12・24からH21・4・30生まれ
受付／午後1時～1時半

場所／保健センター
*お問い合わせは、保健センター(Tel 82・3385)まで

子育て

日時／7月25日(月) 午後2時～4時
場所／玉泉苑

*心配ごと相談は、第1月曜日は、玉泉苑、第3月曜日は賀泉苑で開設しています。

*無料法律相談は予約制とします
*お問い合わせは、社会福祉協議会(Tel 82・3499)まで

【母子の相談・教室】
《育児相談》

日時／7月13日(水)・8月3日(水)
受付／午前9時半～10時半

場所／保健センター
《遊園の広場》

日時／7月13日(水)・8月3日(水)
受付／午前9時半～11時

場所／保健センター
《発達相談》

日時／7月22日(金)
受付／完全予約制・ご希望の方は保健センターにお問い合わせください。

場所／保健センター
*お問い合わせは、保健センター(Tel 82・3385)まで

各種相談

【心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談】
日時／7月25日(月) 午後1時～4時

場所／賀泉苑
日時／8月1日(月) 午後1時～4時

場所／玉泉苑
【無料法律相談】

各種相談

【障害者相談】
日時／7月12日(火)・26日(火)・8月9日(火) 午前10時半～午後2時

場所／いづみ人権交流センター
*お問い合わせは、いづみ人権交流センター(Tel 82・3380)まで

【こころの相談室(カウンセリング)】
日時／7月12日(火)・26日(火)・8月9日(火) 午前10時半～午後2時

7月は、多賀地区の水道メーター検針月です。メーターボックスの上に物を置かないでください。



お問い合わせは82-5700まで

【開館日】 火曜日～日曜日

【開館時間】

4月～9月 午前10時～午後6時

☆7月・8月の休館日

7月1・4・11・19・25・28日

8月1・8・15・22・25・29日

☆貸し出し冊数および期間

図書は1人12冊、2週間

雑誌は1人5冊、2週間

視聴覚資料は1人3点、1週間

☆主な新着資料の紹介 7月

一般書

「白樺の樹の下で」

「アンダルシア」

「我が家の問題」

「明日のマーチ」

「刑事のまなざし」

「ひやかし」

「死ぬ気まんまん」

児童書

「ポットさん」

「もぐらの たくはいびん」

「わたしの にわ」

きたむらさとし

たかいよしかず

ケビン・ヘンクス

ケビン・ヘンクス

ケビン・ヘンクス

ケビン・ヘンクス

ケビン・ヘンクス

ケビン・ヘンクス

ケビン・ヘンクス

「ルルトとプロントサウルス」

「夏のサイン」

「夏のサイン」

最上 一平

7月・8月の図書館行事

《親子で楽しむ紙しばい》

7月9日(土) 8月13日(土)

いずれも午後1時半から

《親子の絵本の会》

7月16日(土) 午後2時から

※8月はありません。

《夏のおはなし会》

7月24日(日) 午前11時から

《夏休み工作教室》

8月24日(水) 午後1時半から

※申し込みが必要です。



幻日

市川 森一

一揆軍の総大将・天草四郎は、天正遣欧使節・千々石ミゲルの息子だった。そして幕府軍を震撼させた長崎要塞化計画とは…。日本史上最大の一揆といわれる島原の乱を活写する長編歴史小説。『長崎新聞』連載を単行本化。



今こそはじめたい！スマートフォン

傍島 康雄・藤井 泰宏
iPhoneとAndroidの違い、利用料金、専門用語といった購入前に知っておきたいことから、便利なアプリなど購入後に役立つ情報まで網羅。スマートフォンデビューしたい人の疑問に答えます。



カンガルーがいっぱい 山西ゲンイチ

カンガルー一家は、子どもが45匹いるのです。編みもの、サッカー、お絵かき、野球。得意なもの、好きなもの、みんなそれぞれ。いろいろな子がいて、どの子も特別。みんな、かわいい！



はしをわたらずはしわたれ 小野 かおる

言葉を話すより前に、人間は橋をかけることを行ってきた。橋の歴史、日本と世界のいろいろな橋、つり橋・げた橋などの橋の種類、橋にまつわる昔話など、橋に関するさまざまな事柄を教える。91年刊の再刊。



国民年金Q&A

Q. 不慮の事故にあった場合、何か受給できるものがありますか。(その①)

A. 国民年金は、65歳から老齢基礎年金が支給されますが、そのほか、不慮の事故のための障害基礎年金と遺族基礎年金が支給されて国民の暮らしを守ってくれます。

障害基礎年金は、障害の原因となった病気やケガの初診日が国民年金に加入中あるいは60歳以上65歳未満の間にある方が、一定の障害の状態になったときに支給されます。

年金額は、障害の程度が1級のときが98万6,000円、それより軽い程度の2級のときが78万8,900円です。また、障害基礎年金には子(生計を維持されている18歳到達年度の末日までの子または20歳未満で1級・2級の障害の状態にある子・以下同じ)の加算額があって、その額は1人について7万5,600円(ただし、2人目までは1人について22万7,000円)です。

今年4月からは加算対象者が拡大され、これまで受給権が発生した後に結婚・出産しても、配偶者や子どもが受け取ることができなかった加算額が、年金受給権が発生した後も配偶者や子どもへの加算額を届出により受け取ることができるようになりました。

児童扶養手当を受けている方は、同一の子を対象とした障害年金の加算と配偶者の方へ支払われる児童扶養手当の両方を受け取ることができます。

児童扶養手当と障害基礎年金の子の加算のどちらを受けるかについては、原則として、児童扶養手当の金額の高い方を受けることができるようになります。

ただし、児童扶養手当には所得制限があるほか、障害基礎年金の子の加算も子の人数によって金額が違います。詳しくはお近くの年金事務所または住民福祉課(82-6164)までお問い合わせください。(来月号に続く)

ごみ収集日程表(7月11日～8月10日)

ごみは、朝9時までに出してください。

★4月より、燃やすごみの袋の透明化がスタートしました。透明袋による排出にご協力をお願いします。

★カン、ビン、ペットボトル、発泡トレー等の中身の見える袋で出してください。

★「乾電池」は「カン」の日に、「カセットボンベ缶、スプレー缶」は「その他」の日に、それぞれ別の透明な袋に入れて出してください。

★粗大ごみは、収集日の1週間前までに産業環境課へ電話予約(TEL82-6168)してください。(テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・エアコン・パソコンは除きます)

★テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・洗濯乾燥機・エアコン・パソコンは家電リサイクル品です。

※古紙等(新聞、雑誌、ダンボール・紙パックごとに分別のうえ)の収集は全地区毎週月曜日です。

地区	区分	燃やすごみ	カン	ビン	粗大ごみ	ペットボトル	発泡トレー等	その他
北水無	区 区 区	火・金曜日	7月21日	7月14日	7月28日	8月4日	7月19日 8月2日	水曜日
玉石高	水垣月 区 区 区	月・木曜日	7月22日	7月15日	7月28日	8月5日	7月12日 7月26日 8月9日	水曜日
上井手	区	火・金曜日	7月28日	7月14日	7月21日	8月4日	7月13日 7月27日 8月10日	水曜日
多賀全	区	火・金曜日	7月28日	7月14日	7月21日	8月4日	7月20日 8月3日	水曜日

※ごみ収集に関するお問い合わせは、役場産業環境課(TEL82-6168)まで

し尿収集日程

収集日	し尿収集区域番号	収集区域
7月13日 8月4日	⑨	西北河原、東北河原、南口、西北ノ代、東北ノ代、北口、西北組、東松ヶ花、茶臼塚、新造、東北組、甚五郎谷
7月14日 8月5日	⑩	阿弥陀寺、西南組、東南組、前川、立石、小払、岩倉、馬場崎、墓ノ平
7月15日 8月8日	⑪	内垣内、奥西、帽子田、下川、判ノ地、石名田、高橋、谷村、宮ノ後、天王山、蛇谷、粟岡、北赤坂、穴虫、南久保、浜、上ノ浜
7月19日 8月9日	⑫	安堵山、起、佃、平山、新四郎山、中島、西垣内、中垣内、東垣内
7月20日 8月10日	⑬	里、玉ノ井、西高月、東高月、清水、栢ノ木、中溝、西山、尾ノ山、山縁、田村新田
7月21日	⑭	川久保、北玉水、辻垣内、野畑、山田、柏原、南玉水、久保、洪川、段ノ下、扇畑、浜田、橋ノ本
7月22日	⑮	梅ノ木原、野神、北猪ノ阪、南猪ノ阪、宮ノ本、西前田、北開、北溝、南溝、下赤田、上赤田、鳥休、柴木田

※し尿に関するお問い合わせは、城南衛生管理組合(TEL075-631-5171)まで

ウチの
収集日は...



～ゴミの減量化にむけて⑩～

燃やすごみの日に出せるもの、出し方

<< ごみ袋の《透明・半透明化》にご協力ください。 >>

- 台所の生ごみは必ず《水切り》をしてから出して下さい。
- 木の枝はひもで束ねて出して下さい。
- 古着・古布は出すことができますが、極力、地域の集団回収に出して下さい。
- 紙おむつは不透明袋でも収集しますが、その場合は袋に「紙おむつ」と表示して下さい。
- 他に毛布や掃除機で吸ったホコリなども出すことができます。布団はその他ごみです。

<< 7・8月は燃やすごみが多くなります。生ごみの《水切り》を徹底して下さい。 >>

〈出産〉

(5月20日から6月19日までの届出分・敬称略)

住所	赤ちゃん	届出人
井手	田中 愛音	舞
井手	佐竹 葵	正義

〈婚姻〉

(5月20日から6月19日までの届出分・敬称略)

住所	夫	妻
井手	大橋 俊之	近藤 美香
井手	佐竹 正義	山口 比呂美

7月24日にアナログテレビ放送は終了！
—地上デジタル放送移行準備をお急ぎください—

アナログ放送終了まであと1か月をきり、工事が立て込んできています。早めの準備をお願いします。

「地デジ無料相談コーナー」を設置

地デジの受信でお困りの方、準備がお済みでない方は役場に設置された専用電話でご相談いただけます。ぜひご利用ください。

地デジ受信のための支援について

市町村民税非課税世帯、NHK放送受信料全額免除世帯の方を対象として、簡易な地上デジタル放送対応チューナーの無償給付などの支援を行っています。

※お問い合わせは地デジチューナー支援実施センターまで
・市町村民税非課税世帯の方は 0570-023724
・NHK放送受信料全額免除世帯の方は 0570-033840

地デジ詐欺にご注意を！！

※お問い合わせは総務省・京都府テレビ受信者支援センター【デジサポ京都】(Tel.075-330-3030)まで

公共施設電話番号一覧

名称	電話番号
総務課	0774-82-6161
企画財政課	0774-82-6162
税務課	0774-82-6163
住民福祉課	0774-82-6164
高齢福祉課	0774-82-6165
保健医療課	0774-82-6166
建設課	0774-82-6167
産業環境課	0774-82-6168
上下水道課	0774-82-6169
会計課	0774-82-6171
議会事務局	0774-82-6172
教育委員会(学校教育課)	0774-82-4333
山吹ふれあいセンター(図書館・社会教育課)	0774-82-5700
いづみ人権交流センター	0774-82-3380
いづみ児童館	0774-82-4112
保健センター	0774-82-3385
地域包括支援センター	0774-82-3690
泉ヶ丘中学校	0774-82-2070
井手小学校	0774-82-2119
多賀小学校	0774-82-2112
玉川保育園	0774-82-2153
多賀保育園	0774-82-2225
いづみ保育園	0774-82-4160
子育て支援センター	0774-82-2232
環境衛生センター	0774-82-4651
学校給食センター	0774-82-3617
井手町まちづくりセンター椿坂	0774-82-3838
町立デイサービスセンター	0774-99-4318
老人福祉センター「玉泉苑」	0774-82-3499
老人福祉センター「賀泉苑」	0774-82-5059
京田辺市消防署 井手分署	0774-82-3000
井手町役場 代表番号	0774-82-2001

まちのカレンダー
(7月11日～8月10日)

住民カレンダー

月日	曜	行 事
7/11	月	体育指導委員スポーツ教室(午後7時半～、山城勤労者福祉会館)
12	火	こころの相談室(午前10時半～午後2時、いづみ人権交流センター) 障害者相談(午後1時半～4時、役場西別館1階相談室) ボクシングフィットネス教室(午後7時15分～8時45分、いづみ人権交流センター)
13	水	育児相談(午前9時半～10時半、保健センター) 遊びの広場(午前9時半～11時、保健センター) ゆっくり学べるパソコン教室(午後2時半～5時、午後6時半～9時、いづみ人権交流センター) 和太鼓交流教室(午後7時～9時、自然休養村管理センターホール) 体育指導委員スポーツ教室(午後7時半～、山城勤労者福祉会館)
14	木	山吹体操クラブ・健康相談(午後1時半～3時、賀泉苑) 井手町長選挙立候補予定者等説明会(午後1時半～、役場3階会議室)
15	金	トールイベント教室(午後6時半～9時、いづみ人権交流センター)
16	土	IDEゆうゆうスポーツクラブ(午前9時半～11時半、町内) 和太鼓教室【サークル】(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター) 親子の絵本の会(午後2時～、山吹ふれあいセンター)
17	日	
18	月	海の日 体育指導委員スポーツ教室(午後7時半～、山城勤労者福祉会館)
19	火	いづみふれあい学級 (午後1時半～3時、いづみ人権交流センター) 出張徴収【北・南】
20	水	生き生きふれあいサロン【夏のデザート】(午後1時半～、玉泉苑) ゆっくり学べるパソコン教室(午後2時半～5時、午後6時半～9時、いづみ人権交流センター)
21	木	ペン習字教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
22	金	発達相談(完全予約制・ご希望の方は保健センターにお問い合わせください、保健センター) 大正琴教室(午前10時～11時半、いづみ人権交流センター) 人権学習(午前11時半～正午、午後3時～3時半、いづみ人権交流センター) 太極拳教室(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター) 天文台公開(午後8時～9時半、山吹ふれあいセンター)
23	土	和太鼓教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
24	日	夏のおはなし会(午前11時～、山吹ふれあいセンター図書館)
25	月	心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談(午後1時～4時、賀泉苑) 手芸教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター) 無料法律相談(午後2時～4時、玉泉苑) 体育指導委員スポーツ教室(午後7時半～、山城勤労者福祉会館)
26	火	こころの相談室(午前10時半～午後2時、いづみ人権交流センター) 井手玉川大学【第2回】(午後1時半～3時、自然休養村管理センター) 出張徴収【多賀】 障害者相談(午後1時半～4時、役場西別館1階相談室)
27	水	ゆっくり学べるパソコン教室(午後2時半～5時、午後6時半～9時、いづみ人権交流センター) 和太鼓交流教室(午後7時～9時、自然休養村管理センターホール) 体育指導委員スポーツ教室(午後7時半～、山城勤労者福祉会館)
28	木	献血(午前10時～11時半、午後1時～3時、保健センター) 健康教室(午前10時～11時半、いづみ人権交流センター) 第17回井手町社会福祉大会(午後1時半～午後4時半、自然休養村管理センター)
29	金	
30	土	和太鼓教室【サークル】(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
31	日	
8/1	月	無火災デー防火パレード 乳児健診・BCG(午後1時～1時半、保健センター) 心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談(午後1時～4時、玉泉苑)
2	火	手芸教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター) 天文台公開(午後8時～9時半、山吹ふれあいセンター)
3	水	育児相談(午前9時半～10時半、保健センター) 遊びの広場(午前9時半～11時、保健センター)
4	木	山吹体操クラブ・健康相談(午後1時半～3時、玉泉苑)
5	金	子育てサロン(午前10時～正午、玉泉苑) 天文台公開予備日(8月2日分)
6	土	和太鼓教室【サークル】(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
7	日	
8	月	2歳半歯科健診(午後1時～1時半、保健センター)
9	火	井手町長選挙告示日 こころの相談室(午前10時半～午後2時、いづみ人権交流センター) 障害者相談(午後1時半～4時、役場西別館1階相談室)
10	水	大正琴教室(午前10時～正午、いづみ人権交流センター) 和太鼓交流教室(午後7時～9時、自然休養村管理センターホール)



発行：京都府綴喜郡井手町役場

編集：企画財政課

井手町ホームページ

<http://www.town.ide.kyoto.jp/>

E-mail: info@town.ide.kyoto.jp



IDE-TOWN